

[構成員提出資料]

合理的配慮に関する意見

(3) 障害のある受講者への配慮については、提示されている内容が適切だと思います。

ただし、障害のある受講者が合理的配慮として DVD 学習について申し出た時に対応することなのだと思います。障害のある受講者が講義受講を希望する場合も当然ながらあると考えられますので、受講できる環境条件（実施施設のバリアフリー化をはじめアクセスしやすい環境）に十分留意する必要があることについて確認します。

阿部一彦

相談支援の質の向上に向けた検討会

熊谷座長様  
内野室長補佐様

意見書

JDDnet 今井忠

第8回でご意見がありましたので、考えてみました。

「障害による意思疎通の質的違い」の表現

まず、ここが、現状の相談支援の質的向上の最大課題の一つであるため、書きこんでいただきたい。

現状の相談支援は言語（手話、外国語含む）に頼り過ぎるため、それに頼ることができにくい場合に問題が多発しています。

言語を理解しにくい知的障害者や、言語を使えても意味理解が多数者と異なりやすい自閉スペクトラム症の場合がそうです。

真意を引き出し、確認するのに技術と時間、丁寧さが必要であり、状況や環境による本人の変化をもとに、自覚されていない真意をくみ取る必要があります。

「あなた、さっきこう言ったでしょう」はダメ。

具体的相談スキルの修得そのものは専門研修に委ね、標準カリキュラムでは、このような対象者のことを包含するよう求めておく。

なお、本件は、手話などコミュニケーションの手段のことではなく、主に意味理解の違いからくることです。

案1：原案のままで、次を脚注に入れる

質的違いとは主に次の場合であり、真意をくみ取ることに技術と丁寧さが必要になる。

- ①言語（手話、外国語含む）が無いか、または、言語を理解しにくい知的障害者
- ②言語を使えても意思疎通が多数者と異なりやすく、置かれた状況に左右されやすい自閉スペクトラム症など

案2：原文の変更案

真意の確認において、言語（手話等を含む）だけに頼らず、特別な技術を要する障害（知的障害や自閉スペクトラム症等）

相談支援従事者研修 新標準カリキュラム  
実施上の留意点「障害のある受講者への配慮」への意見

全国身体障害者施設協議会 三浦貴子

1. 複数の選択肢を用意した細やかな配慮が検討されている。
2. 「(3) ア (ア) 視聴覚教材の活用」の実施にあたっては、全国共通のDVDの作成をお願いしたい。また、視聴後のレポートを評価する機関は、県か、研修の委託先等かの想定をお尋ねしたい。
3. 「(3) ア (ウ) 基幹相談支援センター等における履修」の実施にあたり、基幹相談支援センター等で演習を行った場合、レポート提出等報告の必要があるかを伺いたい。
4. 「(4) その他」の部分、「受講者に対し、人間の尊厳・人権の尊重について理解が深まるように努めること」への表現修正を提案する。